

JWWA B 130 : 2005 (水道用直結加圧形ポンプユニット) は、平成 21 年 2 月 24 日付、平成 22 年 2 月 26 日付、平成 23 年 3 月 30 日付及び平成 26 年 3 月 25 日付で一部改正されました。改正箇所を次に掲載します。(全 2 ページ) なお、これ以外の規定内容に変更はありません。

平成 21 年 2 月 24 日付一部改正 (平成 21 年 4 月 1 日適用) 箇所

頁	改正前	改正後	備考																										
11	<p style="text-align: center;">附属書 2 表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>1,1-ジクロロエチレン</u> mg/L</td> <td><u>0.02 以下</u></td> </tr> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン mg/L</td> <td>0.04 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) mg/L</td> <td>5 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		<u>1,1-ジクロロエチレン</u> mg/L	<u>0.02 以下</u>	シス-1,2-ジクロロエチレン mg/L	0.04 以下	略		有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) mg/L	5 以下	略		<p style="text-align: center;">附属書 2 表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン及び <u>トランス-1,2-ジクロロエチレン</u> mg/L</td> <td>0.04 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) mg/L</td> <td><u>3</u> 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		シス-1,2-ジクロロエチレン及び <u>トランス-1,2-ジクロロエチレン</u> mg/L	0.04 以下	略		有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) mg/L	<u>3</u> 以下	略		1,1-ジクロロエチレンを削除
項目	基準																												
略																													
<u>1,1-ジクロロエチレン</u> mg/L	<u>0.02 以下</u>																												
シス-1,2-ジクロロエチレン mg/L	0.04 以下																												
略																													
有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) mg/L	5 以下																												
略																													
項目	基準																												
略																													
シス-1,2-ジクロロエチレン及び <u>トランス-1,2-ジクロロエチレン</u> mg/L	0.04 以下																												
略																													
有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) mg/L	<u>3</u> 以下																												
略																													

平成 22 年 2 月 26 日付一部改正 (平成 22 年 4 月 1 日適用) 箇所

頁	改正前	改正後	備考																		
11	<p style="text-align: center;">附属書 2 表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物 mg/L</td> <td>0.01 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>1,1,2-トリクロロエタン</u> mg/L</td> <td><u>0.006 以下</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	カドミウム及びその化合物 mg/L	0.01 以下	略		<u>1,1,2-トリクロロエタン</u> mg/L	<u>0.006 以下</u>	略		<p style="text-align: center;">附属書 2 表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物 mg/L</td> <td><u>0.003 以下</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	カドミウム及びその化合物 mg/L	<u>0.003 以下</u>	略		略		1,1,2-トリクロロエタンを削除
項目	基準																				
カドミウム及びその化合物 mg/L	0.01 以下																				
略																					
<u>1,1,2-トリクロロエタン</u> mg/L	<u>0.006 以下</u>																				
略																					
項目	基準																				
カドミウム及びその化合物 mg/L	<u>0.003 以下</u>																				
略																					
略																					

平成 23 年 3 月 30 日付一部改正 (平成 23 年 4 月 1 日適用) 箇所

頁	改正前	改正後	備考																
11	<p style="text-align: center;">附属書 2 表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン mg/L</td> <td>0.03 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		トリクロロエチレン mg/L	0.03 以下	略		<p style="text-align: center;">附属書 2 表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン mg/L</td> <td><u>0.01 以下</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		トリクロロエチレン mg/L	<u>0.01 以下</u>	略		
項目	基準																		
略																			
トリクロロエチレン mg/L	0.03 以下																		
略																			
項目	基準																		
略																			
トリクロロエチレン mg/L	<u>0.01 以下</u>																		
略																			

頁	改正前	改正後	備考																								
3	<p style="text-align: center;">表 1 性能（続き）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目 箇条</th> <th>項目</th> <th colspan="3">性能</th> <th>適用試 験箇条</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.10</td> <td>浸出性</td> <td>選択 項目</td> <td>附属書 1 による。</td> <td>附属書 2 による。</td> <td>9.10</td> </tr> </tbody> </table>	項目 箇条	項目	性能			適用試 験箇条	5.10	浸出性	選択 項目	附属書 1 による。	附属書 2 による。	9.10	<p style="text-align: center;">表 1 性能（続き）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目 箇条</th> <th>項目</th> <th colspan="3">性能</th> <th>適用試 験箇条</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.10</td> <td>浸出性</td> <td>選択 項目</td> <td>附属書 1 による。</td> <td>給水装置の構造及び 材質の基準を定める 省令の別表第一（給 水装置の末端以外に 設置されている給水 用具の浸出液、又は 給水管の浸出液に係 る基準）による。</td> <td>9.10</td> </tr> </tbody> </table>	項目 箇条	項目	性能			適用試 験箇条	5.10	浸出性	選択 項目	附属書 1 による。	給水装置の構造及び 材質の基準を定める 省令の別表第一（給 水装置の末端以外に 設置されている給水 用具の浸出液、又は 給水管の浸出液に係 る基準）による。	9.10	
項目 箇条	項目	性能			適用試 験箇条																						
5.10	浸出性	選択 項目	附属書 1 による。	附属書 2 による。	9.10																						
項目 箇条	項目	性能			適用試 験箇条																						
5.10	浸出性	選択 項目	附属書 1 による。	給水装置の構造及び 材質の基準を定める 省令の別表第一（給 水装置の末端以外に 設置されている給水 用具の浸出液、又は 給水管の浸出液に係 る基準）による。	9.10																						
11 ～ 12	<p><u>附属書 2（規定）水道用直結加圧形ポンプユニットの浸出基準</u></p> <p><u>1. 適用範囲</u> この附属書は…</p> <p style="text-align: center;">略</p>		<p>附属書 2 を 全削除</p>																								